

宇佐市犯罪被害者等見舞金支給要綱

平成 30 年 3 月 28 日

宇佐市告示第 49 号

改正 平成 31 年 4 月 26 日宇佐市告示第 95 号

令和 3 年 2 月 24 日宇佐市告示第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、犯罪被害者等に対して、経済的負担の軽減を図るため犯罪被害者等見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（次号に規定するものをいう。）をいう。
- (3) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が 1 月以上であると医師により診断されたものをいう。
- (4) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者が当該犯罪被害を受けたことに対し、その遺族に一時金として支給する見舞金をいう。
- (5) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者が当該犯罪被害を受けたことに対し、当該者に一時金として支給する見舞金をいう。
- (6) 犯罪被害者等見舞金 遺族見舞金及び重傷病見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第 3 条 市は、犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の遺族（当該犯罪行為が行われた時において県内に住所を有する者であって、かつ、申請時において市内に住所を有するものに限る。以下同じ。）又は犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において県内に住所を有する者であって、かつ、申請時において市内に住所を有するものに限る。以下同じ。）に犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第 4 条 犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 300,000 円
- (2) 重傷病見舞金 100,000 円

(遺族の範囲)

第 5 条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡の時にお

いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに市長が適当と認めた親族

2 死亡被害者の死亡の時ににおいて胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 死亡被害者を故意に死亡させた者又は死亡被害者の死亡前にその者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（遺族の順位）

第6条 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に定める順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

2 前項の場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、市長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

（支給の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 被害者又は第1順位遺族が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、又は属していたことがあるとき。ただし、当該組織に属していたことが当該犯罪行為の発生に関係ない場合であつて、被害者が現に当該組織に属する者でないときを除く。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われるとき。

（遺族見舞金の額の調整）

第8条 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、第4条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した

重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合 宇佐市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類

ア 犯罪被害申告書(様式第2号)

イ 死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

ウ 死亡被害者の消滅された住民票又はその写し

エ 申請者の住民票又はその写し

オ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し

カ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し

キ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、遺族見舞金受給代表者決定通知書(様式第3号)

ク 誓約書(様式第4号)

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金の支給を申請する場合 宇佐市犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書(様式第5号)及び次に掲げる書類

ア 犯罪被害申告書(様式第2号)

イ 申請者が受けた重傷病の発生日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し

ウ 申請者の住民票又はその写し

エ 誓約書(様式第4号)

オ その他市長が必要と認める書類

(支給の申請の期限)

第10条 犯罪被害者等見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害の加害者により身体を自由に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に支給の申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、支給の申請をすることができる。

(支給の決定等)

第11条 市長は、第9条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を

審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定し、宇佐市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第6号）又は宇佐市犯罪被害者等見舞金支給却下通知書（様式第7号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（犯罪被害者等見舞金の請求）

第12条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、宇佐市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

（報告等）

第14条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認めるときは、国、県その他の関係機関に照会して、犯罪被害者等見舞金の支給に関する情報の提供その他の必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による照会を警察機関に対して行うときは、照会書（様式第9号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

（見直し）

2 この告示の施行後3年を経過した場合において、必要な場合は見直しを行うものとする。

附 則（平成31年4月26日告示第95号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年2月24日宇佐市告示第41号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

宇佐市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
生年月日 _____ 年 月 日生
連 絡 先 _____

次のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 犯罪被害日時・場所

年 月 日 県 市 町

2 死亡被害者

3 死亡被害者との関係

配偶者 子 父母 孫 祖父母 その他（ ）

4 添付書類

- 犯罪被害申告書（様式第2号）
- 死亡被害者の死亡診断書その他の死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- 死亡被害者の消除された住民票又はその写し
- 申請者の住民票又はその写し
- 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
- 遺族見舞金受給代表者決定通知書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

犯罪被害申告書

1 犯罪被害者

住 所

氏 名 年 月 日生

2 犯罪被害者と申請者の続柄

本人 配偶者 子 父母 孫 祖父母 その他（ ）

3 事件担当警察署

県 警察署

4 被害の日時場所

日 時 年 月 日 時 分頃

場 所

5 被害の状況（警察に届け出た内容等）

6 加害者に対する処罰意思

あり なし

7 加害者と犯罪被害者又は申請者の親族関係

なし あり（ ）

8 暴力団

犯罪被害者又は第一順位遺族に、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属している。又は、属していたことはありません。

上記申告内容について警察等関係機関に確認を行うことに同意します。

住 所

申請者

印

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

様式第3号（第9条関係）

遺族見舞金受給代表者決定通知書

年 月 日

宇佐市長 宛て

(申請者) 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
被害者との続柄

私は、遺族見舞金の受給者たる第1順位者を代表し、遺族見舞金の受取人に指定されたことを通知します。

私は、申請者が遺族見舞金受取資格者たる第1順位者を代表して、遺族見舞金の受取人となることに同意します。			
第1順位者氏名 (申請者以外)	被害者との続柄	住 所	電話番号
印			
印			
印			
印			
印			
印			

(同意確認事項)

上記署名第1順位者以外に新たな第1順位者が判明した場合は、申請者の責任において解決いたします。

氏 名 印

誓 約 書

- 1 次の事由が判明した場合に、不支給の決定を受けても不服申し立ては行いません。
 - 被害者又は第1順位遺族が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、又は属していたことがあるとき。ただし、当該組織に属していたことが当該犯罪行為の発生に関係ない場合であって、被害者が現に当該組織に属する者でないときを除く。
 - 犯罪被害者等見舞金を受けることで、加害者を利することになる場合
 - 犯罪被害を受ける原因として被害者及び第1順位遺族に過度な帰責性
 - 被害者又は遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる事由
- 2 犯罪被害者等見舞金受給後に、被害届の取り下げ等により、加害者に対する処罰意思がなくなった場合は、速やかに届け出るとともに、犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還します。
- 3 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、既に受給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還します。

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____ 年 月 日(男・女)

様式第5号（第9条関係）

宇佐市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
連 絡 先 _____ - _____

次のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

1 犯罪被害日時・場所

年 月 日 県 市 町

2 被害者との関係

- 本人
 その他 ()

3 添付書類

- 犯罪被害申告書（様式第2号）
 申請者が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し
 申請者の住民票又はその写し
 誓約書（様式第4号）
 その他市長が必要と認める書類

※ 該当する□の枠にチェックしてください。

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

様

宇佐市長

印

年 月 日付けで申請のあった宇佐市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

見舞金の額 金 円

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

宇佐市犯罪被害者等見舞金支給却下通知書

様

宇佐市長

印

年 月 日付けで申請のあった宇佐市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

理 由

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所

氏 名

電話番号

印

宇佐市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定のありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金、重傷病見舞金）、金 円の交付を願いたいので請求します。

※ 振込依頼口座

振込先 金融機関名	支店					
貯金種別	普通					
口座番号						
口座名義	フリガナ					
	氏 名					

年 月 日

殿

宇佐市長



犯罪被害者等見舞金に関する照会について

下記の申請者の別紙「犯罪被害申告書」（1、4、5、6、8）の内容について相違ないか御回答願います。

また、他市等からの照会について御回答願います。

記

申請者	住所			
	氏名	生年月日	年 月 日	日生

犯罪被害申告書の内容に関する回答書

関係機関等の意見	<input type="checkbox"/> 申告書の（1、4、5、6、8）については、申告内容と相違ないことを確認しました。
	<input type="checkbox"/> 別紙申告内容とに相違点がありました。 （相違点があった項目）
	<input type="checkbox"/> 他市等からの照会はありません。
	<input type="checkbox"/> 他市等から照会がありました。（ 年 月 日
	印
	（担当 課 係）

注 該当する□の枠にチェックしてください。